

さぬき市事業継続支援安定化給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による業績回復の遅れなどにより事業継続の困難さが増している市内事業者等に対し、さぬき市事業継続支援安定化給付金（以下「安定化給付金」という。）を支給することにより、経営基盤の安定化を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 法人又は自ら事業を行う個人（農林漁業者を含む。以下「個人事業者」という。）が物の生産や販売、サービスの提供等、当該法人又は個人事業者の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいい、契約による役務の提供等により収入を得る個人事業者で特定の勤務場所のないもの等にあつては、事業活動の場として市長が認める場所をいう。

(2) 市内事業者等 安定化給付金を申請する日において、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 市内に事業所を有する法人

イ 市内に事業所を有する個人事業者

ウ 香川県内に事業所を有する個人事業者（イに該当する者を除き、この要綱の施行の日以前から市内に住所を有する者に限る。）

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義及びその読替えは、持続化給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）により国が中小・小規模事業者等に対して給付する給付金をいう。以下「持続化給付金」という。）の給付のため中小企業庁が定めた持続化給付金給付規程（中小法人等向け）及び持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）その他持続化給付金に係る申請要領等で使用する用語の例による。

(支給対象者)

第3条 安定化給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす市内事業者等とする。

(1) 令和2年3月以前に創業（法人にあつては設立（個人事業者からの法人化を除く。）することをいい、個人事業者にあつては開業することをいう。以下同じ。）しており、安定化給付金を申請する日以後も市内（前条第1項第2号ウに該当する個人事業者にあつては、香川県内）で事業を継続する意思があること。

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ アに該当しない法人（組合若しくはその連合会又は一般社団法人を除く。）で、資本金の額又は出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下）であるもの

ウ 組合若しくはその連合会又は一般社団法人で、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又はア若しくはイに該当する法人であるもの

(3) 令和2年8月から12月までの間（以下「対象期間」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等による事業収入の減少額等（以下「収入減少額等」という。）が前年同月比で30パーセント以上、かつ、10万円以上となる月があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する市内事業者等は、支給対象者としなない。

(1) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者

(2) 持続化給付金の不給付要件に該当する者

(3) 第1条の目的から支給対象者とするのが適当でないと市長が認める者（支給額等）

第4条 安定化給付金の額は、20万円とし、その支給は、1支給対象者につき1回限りとする。当該支給対象者が複数の事業所を有する場合も、同様とする。

（申請期間）

第5条 安定化給付金の申請受付期間は、令和2年9月4日から令和3年2月1日までとする。

（支給の申請）

第6条 安定化給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、前条の申請受付期間内に、さぬき市事業継続支援安定化給付金申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）、さぬき市事業継続支援安定化給付金請求書（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）に別表に掲げる確認用書類その他市長が必要と認める書類を添えて市に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者にやむを得ない事由があると認める場合は、前条の申請受付期間の終了後においても前項の規定による申請を受けることができるものとする。

3 市長は、相当の事由により申請者が第1項の確認用書類を提出できない場合は、

可能な限り補足又は代替となる書類を指定し、申請者が申請を行えるよう努めるものとする。

(支給の決定及び支給)

第7条 市長は、前条の規定により提出された申請書その他の書類を受理したときは、速やかに内容を確認し、適正であると認めたときは、安定化給付金の支給を決定し、支給するものとする。

2 安定化給付金の支給は、申請者が指定した金融機関口座に振り込む方法により行うものとする。

(収入減少額等の算定の特例等)

第8条 第3条第1項第3号の規定は、次の各号に掲げる市内事業者等については、当該各号に掲げる期間の事業収入の月平均（創業した月は、操業日数にかかわらず1月とみなして算定する。）と対象期間における任意の1月の事業収入との比較で収入減少額等を算定し、適用することができる。この場合において、同号中「前年同月比で」とあるのは「第8条第1項各号に規定する期間の事業収入の月平均との比較で」と読み替えるものとする。

(1) 令和元年中に創業した市内事業者等 創業した月から令和元年12月まで

(2) 令和2年1月から3月までの間に創業をした市内事業者等 創業した月から令和2年3月まで

2 前項の規定により第3条第1項第3号の規定を適用し、支給対象者となる前項第2号に掲げる市内事業者等は、第6条第1項の規定にかかわらず、安定化給付金の申請に際し別表に掲げる確定申告書類に代えて次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 収入等申立書（様式第4号）（前項第2号に掲げる期間の事業収入について税理士等（税理士又は商工会その他専門的な知見に基づいて市内事業者等の経理指導、確定申告の支援等を行う団体等をいう。）の証明のあるものに限る。）

(2) 法人にあつては履歴事項全部証明書、個人事業者にあつては開業時に税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の控え（税務署受付印が押されているものに限る。）

3 第1項各号に掲げる市内事業者等に係る場合のほか、相当の事由により前年同月比で収入減少額等を算定することができない場合又は前年同月比で収入減少額等を算定することが適当でないとき市長が認める場合は、第3条第1項第3号の規定は、持続化給付金の申請に係る事業収入の減少率の算定方法に準じて市長が定める方法により収入減少額等を算定し、適用するものとする。

(支給等に関する周知)

第9条 市長は、この事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について、広報その他の方法により市内事業者等への周知を

行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から申請期間内に申請が行われなかった場合(第6条第2項に規定する場合を除く。)は、市長は、当該支給対象者が安定化給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 提出された申請書等に不備があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず当該申請書等の補正が行われないう等、申請者の責に帰すべき事由により安定化給付金の支給ができなかった場合は、市長は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、支給対象者(安定化給付金の申請を行ったもの及びその支給を受けたものに限る。次項において同じ。)に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに当該職員に書類及び実地の調査をさせることができる。

2 支給対象者は、前項の規定により市長が行う書類の提出の求め及び調査に対し協力するものとする。

3 市長は、安定化給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により安定化給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った安定化給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 安定化給付金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、安定化給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年9月3日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表(第6条関係)

区分	書類等	内容
法人	確定申告書類	確定申告書別表一の控え(1枚) 法人事業概況説明書の控え(2枚)
	令和2年分の対象月	対象月の売上台帳等

	の売上台帳等	
	法人名義（代表者名義も可）の通帳	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
個人事業者	確定申告書類（青色申告）	確定申告書第一表の控え（1枚） 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
	確定申告書類（白色申告）	確定申告書第一表の控え（1枚） 収支内訳書の控え
	令和2年分の対象月の売上台帳等	対象月の売上台帳等
	申請者名義の通帳	金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
	本人確認書類	次の書類のいずれかとする。 運転免許証（両面） 個人番号カード（表面） 写真付き住民基本台帳カード（表面） 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者の者に限る。）
	住民票の写し	第2条第1項第2号ウに該当する者のみ提出

備考

- 1 確認用書類は、この表に規定する書類等の写しとする。
- 2 確定申告書類のうち確定申告書別表一（個人事業者の場合は、確定申告書第一表）の控えは、收受日付印が押されているものとし、なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付する。
- 3 個人事業者の本人確認書類は、この表に掲げる書類を保有していない場合は、次のア又はイの書類で代替できるものとする。
 - ア 住民票の写し及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
 - イ 住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方
- 4 この表に規定する書類等の詳細及びその代替書類等並びに第8条第3項の規定により前年同月比以外の方法で収入減少額等の算定を行う場合の確認用書類については、持続化給付金の申請に係る書類等の例に準じるものとする。